第2編 全体計画

第2編 全体計画

第1章 美しい緑のまちを目指して

1 緑の将来像

本市には、善光寺平を取り巻く緑豊かな山々、千曲川や犀川などの河川、その水に支えられた広がりのある農地など、四季折々の変化にあわせて私たちに美しい景観を提供してくれる緑があります。これらの緑は、私たちの暮らしの中に息づき、受け継がれてきたものです。また、市街地では公園や街路樹などの身近な緑が私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。

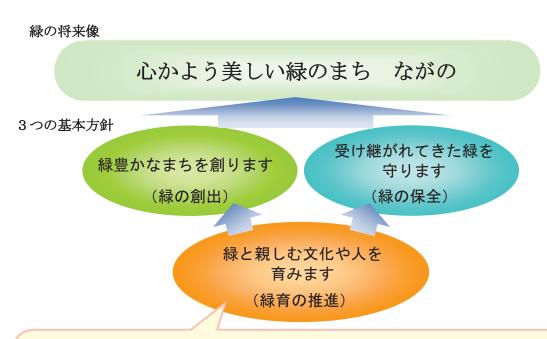
さらに、庭木の手入れや地域での花壇づくりなど、緑とのふれあいを通じ、市民の緑に対する意識の 高まりや、人や地域のつながりが育まれています。

緑を守り、創り、育て、次の世代へと引き継ぐために、さまざまな『緑』やそれに携わる『人』が互いに心をかよわせ、協力しながら、美しい緑のまちを目指すため、「心かよう美しい緑のまち ながの」を緑の将来像とします。

2 基本方針

緑の将来像「心かよう美しい緑のまち ながの」を実現するため、引き続き『緑豊かなまちを創ります (緑の創出)』、『受け継がれてきた緑を守ります (緑の保全)』、『緑と親しむ文化や人を育みます (緑育の推進)』の3つを本計画の基本方針とします。

また、3つの基本方針のうち、『緑と親しむ文化や人を育みます(緑育の推進)』は、これからの本市における、緑の創出と緑の保全を達成するために不可欠です。



『緑育』とは

花づくり、庭木の手入れ、花壇の整備など、「緑を守る、育てる」という共通の取り組みを通じて、市民相互のつながりが生まれ、花や緑を大切にする文化や人間性が育まれていくことを本計画では『緑育』と呼んでいます。

※詳しくは74、75ページ参照

3 緑の指標

「基本方針1 緑豊かなまちを創ります (緑の創出)」、「基本方針2 受け継がれてきた緑を守ります (緑の保全)」、「基本方針3 緑と親しむ文化や人を育みます (緑育の推進)」という基本方針の進捗状況等を判断するため、次の3つの項目を緑の指標とします。

緑の指標1 市民1人あたりの都市公園面積

市民が身近な緑(都市公園などのオープンスペース)にふれあえる環境を整備します。そのため、市民1人あたりの都市公園面積を指標とし、指標値を増加させます。

平成 38 (2026) 年度市民 1 人あたりの都市公園面積10.00㎡参考) 平成 30 (2018) 年度市民 1 人あたりの都市公園面積**17.68㎡市民 1 人あたりのオープンスペース**2面積10.38㎡

- ※1 市民1人あたりの都市公園の敷地面積の目標は、「長野市都市公園条例」で10㎡と定められています。
- ※2 オープンスペースは、都市公園の他に、遊園地、野球場、マレットゴルフ場などの公共施設、生産緑地を含みます。

緑の指標2 緑被率

公共用地・民有地の緑化を推進するとともに、森林・農地・市内に点在する緑の保全状況を判断する ため、都市計画区域内と市街化区域内の緑被率を指標とし、指標値を維持します。

平成 29 (2017) 年度 都市計画区域内の緑被率 58%

市街化区域内の緑被率 19%

出典:長野市公園緑地課調べ

緑の指標3 緑に関わる愛護活動やボランティア活動に携わる市民の割合

「緑育」が多くの市民に根付き、市民の緑化活動がより幅広く、より深いものとなっているかを判断するため、緑に関わる愛護活動やボランティア活動に携わる市民の割合を指標とし、指標値を増加させます。

市民の緑に関する活動への参加の割合3割を目指します。

<参考1:平成29年度まちづくりアンケート結果>

- 問 現在、家庭や職場など身近なところで緑とどのような関わりを持っていますか。
 - ①公園や街路樹の清掃や草取りなどの愛護活動に参加している。16.8%
 - ②花づくりの地域活動やボランティア活動に参加している。 3.7%
 - ③園芸教室や自然観察会などのイベントに参加している。 2.4%

<u>上記①~③のいずれか1つ以上を回答している割合</u> 20.2%

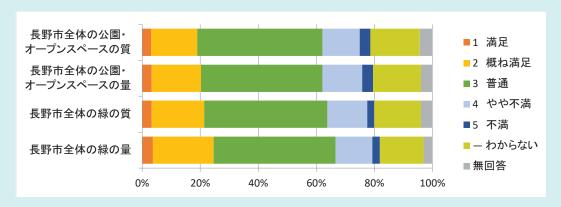
- 問 今後、家庭や職場など身近なところで緑とどのような関わりを持ちたいと思いますか。
 - ①公園や街路樹の清掃や草取りなどの愛護活動に参加する。 19.7%
 - ②花づくりの地域活動やボランティア活動に参加する。 10.5%
 - ③園芸教室や自然観察会などのイベントに参加する。 14.9%

上記①~③のいずれか1つ以上を回答している割合 34.8%

出典: 平成 29 年度まちづくりアンケート

<参考2:緑の量と質に関するアンケート結果>

問 長野市内の緑の「量と質」の現状に対するあなたの評価をお聞きします。 (「満足、概ね満足、普通、やや不満、不満、わからない」の6段階評価) アンケート対象者:長野市内の公園愛護会459団体



出典: 愛護会アンケート (平成30年9月実施)

アンケートの結果、長野市全体の緑と、長野市全体の公園・オープンスペースについて、量と質ともに2割程度が満足・概ね満足であり、不満・やや不満と比べてやや多くみられました。また、「量」と「質」を比べると、「量」の方が満足・概ね満足の回答がやや多い結果でした。

今後、「量」「質」ともに満足・概ね満足の回答を増やすとともに、緑の「質」を高めていくためには、緑の適切な維持管理を進めていく必要があります。そのためには、市民による愛護活動やボランティア活動が不可欠です。その観点から、本アンケートを実施していきます。

第2章 基本方針を具体化するための推進施策の方針

前項で示した3つの基本方針をもとに、それを具体化する13の施策の方針を示します。

緑豊かなまちを創ります(緑の創出) 基本方針1

1-1 公園緑地の整備

- ・都市公園の配置検討と整備
- ・社会情勢の変化や市民のニーズに対応した公園づくり
- ・都市公園以外の遊園地や広場等の整備

- 1-2 公園緑地の管理運営
- ・公園緑地の維持管理
- ・民間活力の制度を使った取り組み
- ・市民団体との協働による管理運営
- 他

- 1-3 民有地・公共施設の緑化
- ・住宅地の緑化
- ・工場・事業所の緑化
- ・公共施設の緑化
- 1-4 緑のネットワークの整備
- 街路樹の整備、維持管理
- ・自然環境に配慮した水と親しめる環境の整備
- 1-5 緑化重点地区の指定
- 緑化重点地区の緑化方針
- ・緑化重点地区の区域の設定

受け継がれてきた緑を守ります(緑の保全) 基本方針2

- 2-1 歴史や文化的環境の保全と活用
- ・歴史的環境を形成する緑の保全
- ・文化財及びその周辺の緑の保全
- ・歴史的街並み整備と連携した環境の保全と活用
- 2-2 貴重な自然の保全と活用
- ・貴重な自然の保全
- ・観光資源となる美しい自然の保全と活用

- 2-3 森林の保全と活用
- ・森林の保全
- ・森林の活用

- 2-4 農地の保全と活用
- ・農地の保全
- ・市街地の農地の保全 ・農地の活用
- 2-5 水辺・河川の保全と活用
- ・水辺・河川の保全
- ・水辺・河川の活用

基本方針3 緑と親しむ文化や人を育みます(緑育の推進)

- 3-1 緑化意識の啓発と緑の普及
- ・緑化イベントの開催
- ・緑の顕彰制度の充実 ・緑の情報発信
- 3-2 緑の人材育成と支援
- ・緑化活動の拠点、緑の相談所の設置
- ・緑の普及啓発プログラムの作成
- ・花づくりの支援
- 3-3 緑を支えるしくみづくり
- ・緑化活動のつながりづくり
- ・愛護会活動の活性化
- ・地域・市民団体との協働



基本方針1 緑豊かなまちを創ります(緑の創出)

公園や街路樹、緑地の確保された公共施設や民有地などは、わたしたちの「身近な緑」として、生活 に安らぎや潤いを与えてくれます。

人口減少・高齢化が進展するなかで、都市公園整備の方針を「量」から「質」へ転換し、「緑とオープンスペース」が持つ多機能性を最大限に引き出すことにより、良質な「身近な緑」を創ります。

この「身近な緑」と市街地の周辺に広がる森林や農地を、街路樹や水路などの連続性のある緑でつなぎ「緑のネットワーク」を形成し、緑豊かなまちを目指します。

1-1 公園緑地の整備

- (1) 都市公園の配置検討と整備
- (2) 社会情勢の変化や市民のニーズに対応した公園づくり
- (3) 都市公園以外の遊園地や広場等の整備
- (4) 既存公園の再整備及び再編計画の検討
- (5) 民間活力を導入した公園施設の整備の検討

1-2 公園緑地の管理運営

- (1) 公園緑地の維持管理
- (2) 民間活力の制度を使った取り組み
- (3) 市民団体との協働による管理運営
- (4) 公園緑地の活用
- (5) 緑のリサイクルの推進

1-3 民有地・公共施設の緑化

- (1) 住宅地の緑化
- (2) 工場・事業所の緑化
- (3)公共施設の緑化
- (4) 駅前広場及び駅周辺の緑化
- (5) 商店街や沿道などの緑化
- (6) 民間活力を活用した緑地の整備

1-4 緑のネットワークの整備

- (1) 街路樹の整備、維持管理
- (2) 自然環境に配慮した水と親しめる環境の整備

1-5 緑化重点地区の指定

- (1) 緑化重点地区の緑化方針
- (2) 緑化重点地区の区域の設定

1-1 公園緑地の整備

レクリエーションや憩いの場である公園緑地は、市民の多様なニーズや人口減少・高齢化などの社会 構造の変化に対応するため、利用者が安心して利用できる安全で良質な公園緑地の整備を推進します。

(1) 都市公園の配置検討と整備

都市公園は、街区公園や総合公園などの公園種別に応じ、以下の考え方で効果的な位置に配置します。

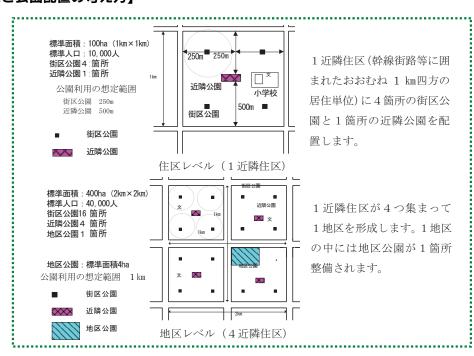
また、市民緑地、遊園地などは都市公園を補完する施設と位置付け、それらを踏まえた住区の設定 と公園配置を検討します。

【公園等の種別】

種 別			内 容
都市公園※	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であり、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は 0. 25ha を標準として配置する公園
		近隣公園	主として近隣内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であり、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積が 2ha を標準として配置する公園
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であり、徒歩 圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は 4ha を 標準として配置する公園
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息・観賞・散歩・遊戯・運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する公園
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する公園
	緩衝緑地等	特殊公園	風致公園・動植物公園・歴史公園・墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する公園
		都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する公園
その他		遊園地	宅地開発等で民間により整備され、遊具なども配置された施設。都市公園を補完する施 設でもあり、維持管理は長野市が実施
		広場等	都市公園や遊園地以外のスポーツ施設、広場、グラウンド等

※都市公園の出典:国土交通省、都市公園法施行令

【住区の設定と公園配置の考え方】



◆長野市の都市公園の配置

市民の多様なニーズ、人口減少・高齢化や防災・減災、都市環境の改善などの視点から、都市公園の配置の方針を検討するとともに、地域特性に応じた整備を進めます。

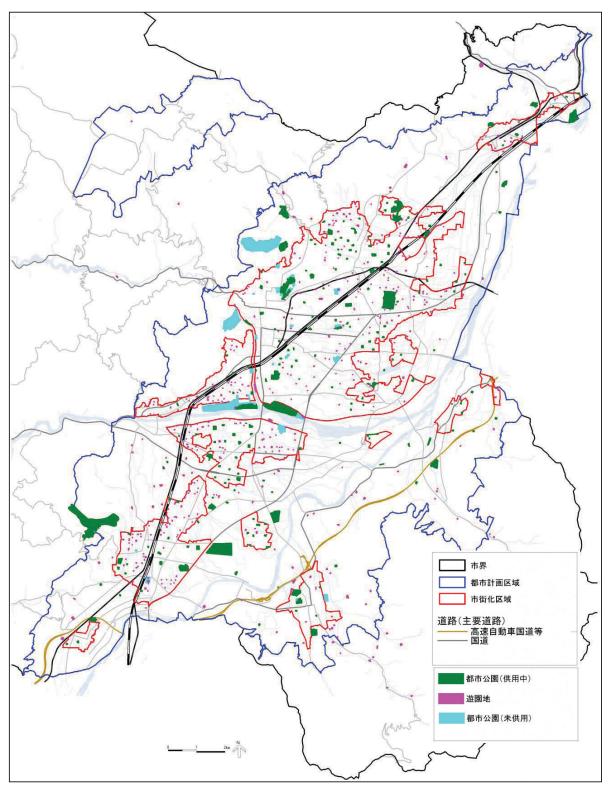


図 長野市の都市公園の配置

出典:長野市公園緑地課調べ

◆新規公園の整備

現在、事業に着手している都市公園は、引き続き公園の整備を推進します。

なお、未整備の都市公園は、地域の人口動態や周辺施設の整備状況などから整備の必要性を検討 し、公園施設の見直しや部分的な整備なども視野に検討を進めます。



七瀬西公園(街区公園、平成 28 (2016) 年開設)



篠ノ井中央公園(地区公園、平成22(2010)年開設)

前計画策定時(平成 21 (2009) 年度)からこれまで、21 箇所の都市公園(街区公園 18 箇所、近隣公園 1 箇所、地 区公園 2 箇所)を整備しました。

(2) 社会情勢の変化や市民のニーズに対応した公園づくり

公園は、都市環境の改善や都市の安全性の向上に寄与するとともに、自然とのふれあいやレクリエーション活動、健康づくりなど、多様な活動の拠点となっています。公園の新規整備や再整備においては、そうした公園の特性を踏まえつつ、社会情勢や市民のニーズを把握しながら進めていきます。

①多様なニーズに対応した公園づくり

公園は幅広い層の市民が多目的に利用しており、さらに時代の変化とともに新しいニーズも生まれています。そこで、それらの多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。

- ◆市民の意見を取り入れた公園の整備及び既存公園の再整備
- ◆憩いや癒し、子どもの健全な育成、健康づくりなど、多様なニーズに対応した公園施設の整備
- ◆公園の持つ機能と連携した市民サービス施設の整備(保育所など社会福祉施設等の設置など)



地域住民の意見を取り入れながら計画・整備した公園 (大豆島公園)



高齢化の進展とともに需要が高まる健康器具系施設 (若穂中央公園)

②防災拠点となり災害の拡大を防ぐ公園づくり

災害発生時の初期被害の低減と、その後の円滑な応急活動に寄与する機能など、都市公園が持つ 防災機能を向上させ、市民の安全・安心を確保する公園づくりを進めます。

- ◆地域防災計画の指定緊急避難場所に指定された公園について、災害時の避難や応急活動に寄与 できるオープンスペースの確保
- ◆延焼防止となる植栽帯の配置
- ◆指定緊急避難場所が不足する地域の、防災拠点となる公園・緑地の整備
- ◆既存の防災施設の更新や、不足している防災施設の整備
- ◆多言語サインの設置など、急増する訪日外国人旅行者に対応した防災施設の整備



防災備蓄倉庫(昭和の森公園)



広域避難場所となっている公園(南長野運動公園)

③環境に配慮した公園づくり

近年の環境や自然への関心が高まるなか、街路樹や河川・河畔林などとともに「緑のネットワーク」を形成し、自然とのふれあいや環境学習ができる生物多様性に配慮した公園づくりを進めます。

- ◆緑の豊かさを実感できる多様な植栽の配置
- ◆生物多様性の確保に必要な生物の生息・生育地となる緑を保全し、自然観察や動植物とのふれ あいができる場の整備
- ◆環境学習の一環とした生物多様性の理解を深める環境学習に役立つ施設の整備
- ◆光害による生態系への影響などに配慮した照明施設の配置
- ◆県産材やリサイクル材など環境に配慮した資材を使用した公園施設整備の推進



水辺に集まる野鳥を観察できる公園(辰巳公園)



公園内に整備された野鳥観察用の施設

④地域の景観に配慮した公園づくり

長野市景観計画を基本とし、地域の景観と調和した魅力ある公園づくりを進めます。

- ◆周辺の景観と調和した施設の整備
- ◆都市景観に潤いと彩りを与える樹木の植栽

⑤誰もが使いやすく安全・安心な公園づくり

ユニバーサルデザインや防犯に配慮した公園施設の整備により、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりを進めます。

- ◆バリアフリー法に基づく公園施設のバリアフリー化の推進
- ◆急増する高齢者や障がいのある方が利用しやすい施設の整備
- ◆ユニバーサルデザインの観点で整備している公園を情報発信するなど、情報提供による使いや すさの向上
- ◆防犯に配慮し、公園施設や植栽は周囲から見通しが良く開放的な環境となるように整備



駐車場から公園を周遊できるバリアフリー法に基づ き整備された移動等円滑化園路(篠ノ井中央公園)



多目的トイレ(川中島古戦場史跡公園)

(3) 都市公園以外の遊園地や広場等の整備

都市公園の他にも、宅地開発で整備される遊園地や、グラウンドやマレットゴルフ場等の屋外レクリエーション施設がある広場の整備を推進します。また、これらの新規計画では、周辺の既存都市公園の機能と配置を考慮して、事業の実施を指導します。民間が主体となって整備する市民緑地の整備・維持管理に対しては、技術的な助言を行います。



北部レクリエーションパーク

(4) 既存公園の再整備及び再編計画の検討

公園のストック効果である「安全・安心(防災)」、「生活の質の向上(環境、健康、景観等)」、「生産拡大(観光振興等)」の効果を発揮する取り組みとして、市民意見を取り入れながら、再編計画の検討を含めた再整備を進めます。

- ◆地域特性や公園の種別に応じた都市公園の管理運営を行う取り組みとして、パークマネジメント 計画を検討
- ◆地域住民や民間事業者などの運営主体と連携して施設の利活用を促すとともに、連携による相乗 効果を高める施設の再整備及び再編計画を検討
- ◆周辺環境、市民ニーズの変化等に対応し、地域住民等の合意に基づきながら、利用状況に応じた 公園施設の集約・再編、都市公園の再編計画を検討
- ◆市民や事業者・団体などからの寄付による都市公園の再整備(茶臼山動物園サポーター制度「長野市茶臼山動物園整備基金」)

【コラム】都市計画公園の見直し

現在、市内には203箇所の都市公園があります。また、未整備の都市計画公園が一部開設の公園も含めて26箇所あります。本計画では都市公園整備の指標として、「一人当たりの都市公園面積10㎡」を掲げており、現在の達成率は7.68㎡と指標を達成していません。今後、公園整備にはストック効果を高めること、民間との連携強化などにより緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限、引き出すことが求められています。

また、人口減少により厳しい財政状況であり、今後もその状況は続くことが想定されます。 そのため、未整備の都市計画公園の規模や配置を見直すことも将来的に必要となってきます。 他の自治体でも同様の現況がみられ、すでに都市計画公園の見直しを進めている自治体もあり ます。

(5) 民間活力を導入した公園施設の整備の検討

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図るため、民間活力の導入を検討します。

- ◆公募により選定する「公募設置管理制度」(Park-PFI) の導入の検討
- ◆民間活力の創意工夫を発揮できる事業要件を設定することを目的にマーケットサウンディング (民間との対話による市場調査)の実施

【コラム】民間活力について

民間活力の導入により、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行い、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ることができます。主な民間活力の導入手法として、PPPや PFI、管理運営委託(指定管理者制度など)があります。また、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)があります。

Park-PFI は、平成 29 (2017) 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。

出典:都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン



富岩運河環水公園 (富山県)

- ○公募設置管理制度による整備
- ・スターバックスコーヒー (カフェ)
- ・ラ・シャンス (レストラン)



蓮華寺池公園 (藤枝市)

- ○公募設置管理制度による整備
- ・スターバックスコーヒー (カフェ)
- ○管理運営委託
- ・れんげじスマイルホール キッズパーク (子育て支援施設) ※委託運営

1-2 公園緑地の管理運営

樹木の管理や定期的な施設の清掃・点検、破損した施設の修繕などを行い、安全に安心して利用できるように公園の機能を維持します。

また、既設公園の有効利用を図り、民間との連携を加速し、公園を一層柔軟に使いこなせるよう取り組みます。

(1) 公園緑地の維持管理

樹木の管理や遊具・トイレなどの施設管理を行い、利用者が安全かつ快適に利用できる環境を維持 します。

- ◆「公共施設等総合管理計画」や「公園施設長寿命化計画」に基づく、老朽化施設の計画的なメン テナンス、改修
- ◆見回り員による公園施設の巡視
- ◆除草、樹木の整枝や剪定、病害虫防除
- ◆専門業者による定期的な遊具点検
- ◆日常遊具点検マニュアルや事故対応マニュアルなどの整備

(2) 民間活力の制度を使った取り組み

地区公園や総合公園など広域的に利用される公園は、指定管理者制度、Park-PFI など民間活力を活かしながら、利用促進を図ります。

- ◆指定管理者制度による公園の管理運営推進と利用促進
- ◆「公募設置管理制度」(Park-PFI) により、飲食店や売店等の公園施設の設置及び管理を行う民間事業者を選定し、便益施設等の整備を促進



指定管理者による自主事業(松の手入れ講習会)

指定管理者による維持管理

(3) 市民団体との協働による管理運営

街区公園や近隣公園、地区公園、遊園地など、地域の身近な公園は、公園愛護会との連携による維持管理を進めます。

◆公園愛護会の設立促進



公園愛護会による公園の清掃

(4) 公園緑地の活用

市民や行政など、さまざまな主体による多様な活用を促進し、公園の利用促進を図ります。

- ◆公園の施設や環境を活かしたイベントや講習会の開催
- ◆市民が開催するイベントなどへの支援
- ◆あらゆる世代の健康づくりのための利用促進

(5) 緑のリサイクルの推進

公園の維持管理などで発生した剪定枝や落ち葉を回収し、リサイクルを進めます。

◆管理で発生した剪定枝や落ち葉などの堆肥化

1-3 民有地・公共施設の緑化

市民・事業者との協働により、住宅地や工場・事業所内の緑化、駅周辺や商店街など、身近な緑の充実を図り、やすらぎと潤いのある住環境を形成するとともに、敷地面積の大きい工場や事業所の緑化を促進し、市街地にまとまりのある緑を確保します。

また、公共施設の緑化は、市民共有の空間を緑豊かにする重要な役割を担っており、各施設における 緑化を推進します。

(1) 住宅地の緑化

制度の活用や条例に基づく緑化施策により、住宅地及びその周辺の緑化を促進します。

- ◆地区計画や建築協定などの制度の活用
- ◆条例に基づくマンションやアパートなどの緑化の促進
- ◆既存の緑の保全と育成、適正な維持管理の普及啓発
- ◆樹木の剪定枝等の資源化の促進



建築協定に基づき緑化されている住宅地

(2) 工場・事業所の緑化

工場・事業所などの緑化を促進します。

- ◆条例に基づく緑化の促進
- ◆屋上緑化・壁面緑化の促進
- ◆幅広い緑化手法の普及啓発
- ◆既存の緑の保全と育成、適正な維持管理の普及啓発

(3) 公共施設の緑化

学校や官公庁など、公共施設の緑化を推進します。

- ◆公共施設において敷地の緑化率概ね20%以上の確保
- ◆敷地内の緑化による防災面の機能強化

【コラム】事業所等の緑化の義務

長野市では、民間や公共の一定規模以上の工場や事業所、駐車場等を開設等する場合に、「長野市緑を豊かにする条例」で、その敷地面積の一定割合を緑化することが義務付けられています。

○工場

- ・敷地面積の10%以上を緑地とし、空地面積の10%以上は樹木を植栽
- ○事業所(事務所、店舗、アパート、マンション等)
- ・空地面積の10%以上は樹木を植栽
- ○屋外駐車場
- ・出入口を除く周囲に 0.6 m以上の幅で 帯状に樹木を植栽



(4) 駅前広場及び駅周辺の緑化

地域の生活拠点となる駅周辺では、地域の緑化活動などと連携を図りながら緑化を推進します。

- ◆駅周辺の緑化の促進
- ◆市民や団体の駅周辺における緑化活動への支援



長野駅善光寺口駅前広場の緑化活動



長野駅東口デッキの花壇の緑化

(5) 商店街や沿道などの緑化

市民や来訪者など多くの人が利用する商店街や道路沿いの緑化を推進し、彩りと賑わいのある街並みを形成します。

- ◆沿道の花壇やプランターの整備
- ◆市民や商店会などの緑化活動への支援



中央通り沿道の緑化

(6) 民間活力を活用した緑地の整備

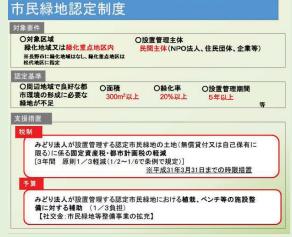
公園が不足している地域や緑が少ない住宅地において、民間団体等が空き地等の低・未利用地を有効活用して緑地等を整備し、近隣住民に公開する取り組みを促進します。

- ◆市民緑地認定制度による民間主体の緑地整備の促進
- ◆緑地の保全・整備を行う民間団体・企業等をみどり法人として認定

【コラム】市民緑地認定制度

- ・平成29 (2017) 年度の都市緑地法の改正により、民間による市民緑地の整備を促す制度(<u>市</u>民緑地認定制度)が創設されました。NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出することができる制度であり、次のような施策効果が期待されます。

 - ○都市公園を整備する場合に比べ、市区町村の費用が軽減される。(社会資本整備総合交付金(市民緑地等整備事業)を適用した場合、1/3の負担となる)
 - ○空き地対策としても有効。
 - ○対象要件として、対象区域が「緑化地域 又は緑化重点地区内」であることが定め られた。



1-4 緑のネットワークの整備

本市は市街地近辺まで森林や農地が広がり、市街地では多様な生物が生息する水辺や公園、緑地が点在しています。そこで、それらの緑を水路や街路樹などの連続性のある緑でつなぎ、緑のネットワークを形成するとともに、生物多様性の確保を図ります。

(1) 街路樹の整備、維持管理

街路樹の整備により道路環境や沿道景観の向上を図ります。また、公園など緑の拠点とのつながりに配慮した街路樹の整備により、緑のネットワークを形成します。

維持管理においては、視線確保や整枝のための剪定及び病害虫の防除などを実施するとともに、街 路樹愛護会との協働による管理を進めます。

- ◆地域特性や維持管理の特性を考慮した樹種の導入
- ◆緑のつながりに配慮した街路樹の整備
- ◆樹形を損なわない樹木剪定
- ◆安全面に配慮した維持管理
- ◆街路樹愛護会の設立の支援



街路樹愛護会の活動



住宅地内の街路樹

(2) 自然環境に配慮した水と親しめる環境の整備

身近な水路を活用し、市街地に潤いのある高質な都市環境を形成します。また、公園などの緑の拠点と連携し、水と親しめる環境を整備します。

- ◆地域づくりと一体となった環境の整備
- ◆自然環境や水辺の生物とふれあえる環境の整備
- ◆水路管理者や地域住民による水路周辺の緑化や維持管理の促進



地域住民による善光寺用水の維持管理



南八幡川「ホタルの小径」

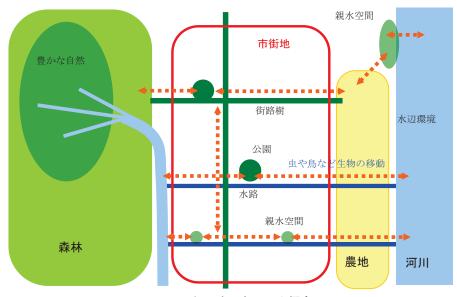


図 緑のネットワーク概念図

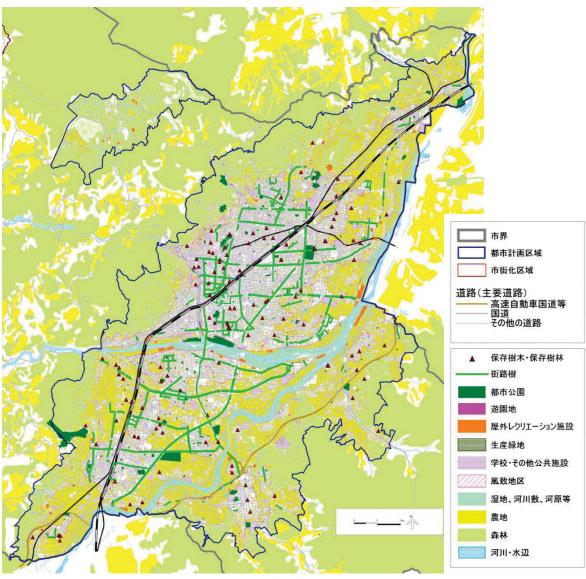


図 緑のネットワーク図 (現状)

出典:長野市公園緑地課調べ

1-5 緑化重点地区の指定

「緑化地域*以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)」は、「緑の基本計画」で定めることが位置付けられており、緑豊かなまちづくりを推進するため、公園緑地や街路樹の整備等を集中的に行う地区として、平成14 (2002) 年に松代地区を指定しました。

近年、都市緑化は市民や民間事業者等との官民連携による緑化が推進され、市民緑地認定制度を活用するためには、緑化重点地区の指定が条件になるなど、積極的な地区の設定が推進されています。

上記を踏まえると、中心市街地では昔から建物などが密集しており、公園などの緑被地の確保が難しい地域であるため、緑が不足しています。また、中心市街地以外にも市街化区域内は、全体的に緑が少なく、今後の人口減少により空き地の増加が予測され、低・未利用地の緑化が必要です。こうしたことから、緑化重点地区の指定の要件に基づき、緑化を推進していく範囲を緑化重点地区の区域に指定します。

※緑化地域:良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」 を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるも のです。

(1) 緑化重点地区の緑化方針

緑化重点地区に指定する区域の緑化方針を示します。

(1)施設緑地(都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地)

- ・都市公園等が不足している地域では、今後の人口動態を踏まえて、都市公園等の整備を検討する
- ・既存の都市公園等の維持管理を継続し、施設の維持を図る
- ・市民緑地認定制度による民間主体の緑地整備を促進する
- ・ 公共施設や民間施設の敷地内緑化を推進する
- 街路樹の整備などにより緑のネットワークの連続性を確保する
- ・街路樹は震災時の防火帯の役割もあるため、主要道路の街路樹の整備を推進する
- ・空き家となった低利用の土地は、市民緑地として活用できるように民間活力を推進する
- ・工業用地においては、防災や隣接する地域の住環境の向上を図るための緑化を推進する

②地域制緑地

- ・生産緑地制度による市街地内の農地の保全を促進する
- ・新たに整備される住宅地は、地区計画などによる緑豊かな住宅地の形成を促進する
- ・松代緑化重点地区は、既存の計画を優先し、計画的に緑化を進める

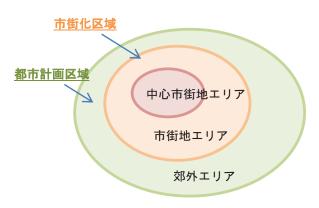
③その他の緑化

- ・駅前等の都市のシンボルとなる場所では、市民との協働による緑化を推進する
- ・緑育の推進により、民有地や公共施設の緑化を図る

(2) 緑化重点地区の区域の設定

緑化重点地区では、特に緑が少ない地域や、シンボルとなる地域など選定の要件を満たした区域について、都市公園事業やその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進していきます。

長野市の都市計画区域は、土地利用や緑被率の特徴から、「中心市街地エリア」「市街地エリア」「郊外エリア」の3つのエリアに大別されます。そこで、この3つのエリアについて、緑化重点地区の指定の要件を整理し、区域を設定します。



①各エリアの特徴

1)中心市街地エリア

- ・長野駅や善光寺といった長野市のシンボルとなる施設の中間に位置し、商業施設や公共施設が 多く、市の賑わいの中心となるエリア
- ・3つのエリアの中で最も緑被率が低く、緑が少なく、緑化するスペースの確保が難しいエリア 緑被率 : 7%

主な用途地域 : 商業系用途地域

2) 市街地エリア(市街化区域から中心市街地を除いたエリア)

- ・住宅地が面的に広がり、駅周辺や主要な幹線沿いに商業・工業地が集積しているエリア
- ・郊外エリアと比べて緑被率が低く、良好な住環境を形成するうえでさらなる緑化が必要となる エリア

緑被率 :19% (中心市街地エリアを除いた緑被率)

主な用途地域 :住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域

3)郊外エリア

- ・市街化区域の外に位置し、まとまりのある農地や森林が広がり、小規模な住宅地等が散在する エリア
- ・市街化区域と隣接して住宅地等が広がっている

緑被率 :73% (市街地エリア、中心市街地エリアを除いた緑被率) 用途地域なし

②緑化重点地区の指定の要件と対象エリアの整理

緑化重点地区の指定の要件と対象となる場所、対象エリアを整理します。

要件	Α	В	対象となる場所	対象エリア
駅前等都市のシンボルとなる地区	0	0	・長野駅等の駅周辺 ・市役所周辺	・中心市街地エリア
緑が少ない住宅地	0		・住居系用途地域・地区計画等で緑化が推進 されている住宅地以外 の住宅地	・市街地エリア
風致地区などで都市における風致の 維持・創出が特に重要な地区	0	0	・風致地区(善光寺城山風 致地区、裾花風致地区)・松代緑化重点地区	・中心市街地エリア・市街地エリア
防災上緑地の確保及び市街地におけ る緑化の必要性が比較的高い地区	0		・工業系用途地域 ・商業系用途地域	・中心市街地エリア・市街地エリア
緑化の推進に関し住民意識が高い地区	0	0	・長野駅周辺・中央通り沿線・地区計画等で緑化が推進 されている住宅地	・中心市街地エリア・市街地エリア
エコロジカルネットワークを形成す る上で緑化の必要性が高い地区	0		・緑被率が低い地域	・中心市街地エリア
特に緑の少ない地区		0	・緑被率が低い地域	・中心市街地エリア
避難地の面積が十分でない等防災上 課題があり、緑地の確保及び市街地の 緑化を行う必要性が特に高い地区		0		
市街地開発事業等の予定地区		0	_	該当エリアなし
緑地協定の締結の促進等により良好 な住宅地の形成を促進する地区		0	・地区計画等で緑化が推進 されている住宅地	・市街地エリア
都市公園を核として都市住民の憩い の場の創出を図る地区		0	・地区公園、総合公園、運 動公園の周辺地域	・市街地エリア
公共施設と民有地の一体的な緑化及 び景観形成により良好な環境の保全 及び創出を図る地区		0	・市街地全域	・中心市街地エリア ・市街地エリア
ヒートアイランド現象の緩和等都市 環境の改善が必要な地区		0	・中心市街地	・中心市街地エリア

A:都市緑地法運用指針(平成30年4月1日改正)

B:緑の基本計画ハンドブック(平成19年9月1日)

③緑化重点地区の区域の指定

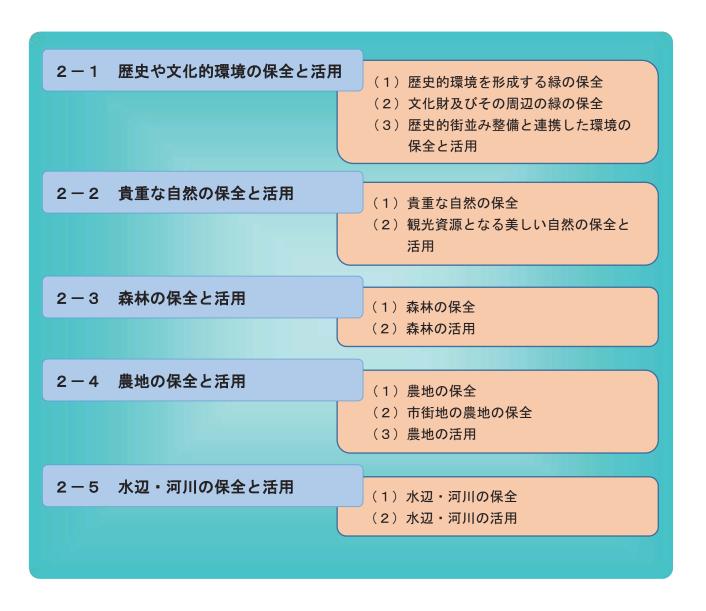
②の結果より、指定の要件を満たす「中心市街地エリア」と「市街地エリア」を含む、市街化区域全域を緑化重点地区として指定します。

なお、郊外エリアは、今後の市街地等の整備状況により、適宜、区域を検討していきます。

基本方針2 受け継がれてきた緑を守ります (緑の保全)

歴史や文化的環境と調和した緑や、樹齢を重ねた巨樹・巨木などは、まちの歴史・文化や人々の生活と一体となった緑として、受け継がれてきました。また、市街地周辺に広がる緑豊かな森林・河川・農地は、都市の環境や人々の生活を支える重要な緑です。

これらの緑を保全・活用し、豊かな自然環境を維持しながら、次の世代へと引き継ぎます。



2-1 歴史や文化的環境の保全と活用

市内に点在する巨樹・巨木、文化財やその周辺の緑など、歴史や文化と調和した緑を保全します。

(1) 歴史的環境を形成する緑の保全

市街地及びその周辺の貴重な緑を良好な状態に保全し、都市の美観風致を維持するため、健全でか つ樹容が特に優れている樹木や樹林を保全します。

また、保存樹木・保存樹林は、市民への周知を行い、地域の宝として守り育てる意識を広めながら 存続を図ります。

- ◆保存樹木・保存樹林制度による保全
- ◆保存樹木・保存樹林の管理補助金の交付
- ◆保存樹木・保存樹林に関する市民への普及啓発





保存樹林

(2) 文化財及びその周辺の緑の保全

史跡、名勝、天然記念物(樹木など)等の文化財を保護するとともに、その周辺の緑を保全します。

- ◆天然記念物の指定(樹木)
- ◆指定文化財環境整備事業補助金の交付

(3) 歴史的街並み整備と連携した環境の保全と活用

善光寺周辺の風致地区、松代地区や戸隠地区にある歴史的町並みの環境を保全するとともに、歴史 や文化と調和した環境整備や地域の良好な景観形成に重要な役割を持つ緑の保全を図ります。

- ◆景観に配慮した街並みの整備・保全
- ◆地区内の景観の保全への助成
- ◆景観重要樹木や景観重要公共施設の指定



戸隠神社奥社参道の杉並木

松代の山寺常山邸

2-2 貴重な自然の保全と活用

市内には貴重な動植物が生息する自然が数多くあります。それらを保全するとともに、豊かな自然と のふれあいや発見ができる環境づくりを推進します。

(1) 貴重な自然の保全

希少な動植物の生息地などの貴重な自然を保全します。

- ◆ 『大切にしたい長野市の自然』(長野市版レッドデータブック) などの活用
- ◆里山や河川、緑地など身近な自然環境の保全
- ◆自然観察や環境学習などを通じた、環境保全に対する意識の高揚と普及啓発
- ◆生態系、人体、農林水産業に悪影響を与える外来生物の駆除



河川沿いのアレチウリの駆除活動



環境学習会 (夜の昆虫観察会)

(2) 観光資源となる美しい自然の保全と活用

飯綱高原や戸隠・鬼無里などの美しい自然環境を保全し、観光資源として活用します。

2-3 森林の保全と活用

都市環境を支え、土砂災害を防ぐ重要な役割を持つ森林の保全と活用を図ります。

(1) 森林の保全

森林施策の推進を図り、森林の持つさまざまな機能を保全します。

- ◆森林に関する制度や施策の推進による保全
- ◆貴重な自然を残す森林に対する風致地区や緑地保全地域などの指定の検討
- ◆荒廃森林などに対する計画的な森林整備
- ◆国や県などの関係機関との連携による土砂災害対策や治山事業の推進
- ◆森林整備の担い手確保に向けた森林ボランティアの育成
- ◆森林の重要性に対する意識の高揚を図る森林学習や啓発活動の推進



「市民の森ながの」による森づくり活動



森づくり講座

(2) 森林の活用

森林を活用したイベントなどを通じ、森林に対する意識の高揚を図ります。

- ◆みどりの少年団活動を通じた、子どもたちの森林学習への支援
- ◆市民との協働によるトレッキングコースの維持管理と活用の推進



民間と連携した森林活用 (飯綱高原フォレストアドベンチャー)



トレッキングコース(三登山)

2-4 農地の保全と活用

農作物の生産地及び良好な田園風景を形成する農地の保全と活用を図ります。

(1)農地の保全

農業振興施策の推進を図りながら優良農地を確保し、農地の持つさまざまな機能を保全します。

- ◆農地に関する諸制度や施策の推進による農地の保全
- ◆担い手への農地の利用集積の促進による農地の保全

(2) 市街地の農地の保全

市街地における人口減少による開発圧力の低下、ゆとりや潤いを求めるライフスタイルや価値観の 広がり、防災意識の向上等により、市街地の農地は良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の 避難場所としての役割が見直されています。

こうしたなか、市街地における防災性の向上や、潤いのある環境形成を図るため、「生産緑地制度」により緑地機能などに優れた農地を計画的に保全します。

【コラム】生産緑地

・緑豊かな都市づくりを推進し、安全で良好な都市環境を形成するため、都市内に残された緑地の保全など、都市の緑とオープンスペースの確保を積極的に図る必要があります。そこで、市街地内の防災性の向上や、潤いのある環境づくりを図るため、緑地機能などに優れた農地を計画的に保全するのが「生産緑地制度」です。



(3)農地の活用

遊休農地などを活用し、農業に親しめる場をつくり、農業に対する市民の理解や関心を高めます。

- ◆農地を活用した子どもたちの農業体験などの促進
- ◆遊休農地などを活用した市民農園や菜園の開設促進



農業体験

2-5 水辺・河川の保全と活用

千曲川や犀川をはじめとする河川や湖沼などは、治水対策(防災・安全)を最優先としながら、その 周辺の多様な生物が生息する豊かな水辺環境の保全と活用を図ります。

(1) 水辺・河川の保全

多様な生物の生息地であり市街地の環境を支える重要な緑である水辺環境を保全します。

- ◆多自然川づくりによる水辺環境の保全
- ◆中小河川における水辺環境の保全
- ◆国や県との連携・協力による水辺環境の保全や親水空間の整備
- ◆良好な水辺環境の保全・復元、及び市民が自然に親しめる生態系ゆたかな親水空間の創出の検討
- ◆市民・事業者による水辺の清掃や維持管理活動に対する支援の充実、良好な水辺環境の維持管理 の促進
- ◆ため池(かんがい用)の親水空間としての整備と、地域住民との協働による維持管理



多様な生物の生息地となる河川(千曲川)



地域住民により整備されたため池(軍足池)

(2) 水辺・河川の活用

水辺や河川の自然に親しむことができる場を整備するとともに、環境学習などによる水辺の活用を 促進します。

- ◆水辺や河川沿いの緑を利用したふれあいの場づくり
- ◆緑豊かな水辺環境を利用した環境学習やイベントの推進

【コラム】多自然川づくり

多自然川づくりは、河川が本来有している生物の良好な生育等環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出するための取り組みです。

- ・河川全体の自然の営みを視野に入れる
- ・地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮する
- ・河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を 保全・創出するために河川管理を行う

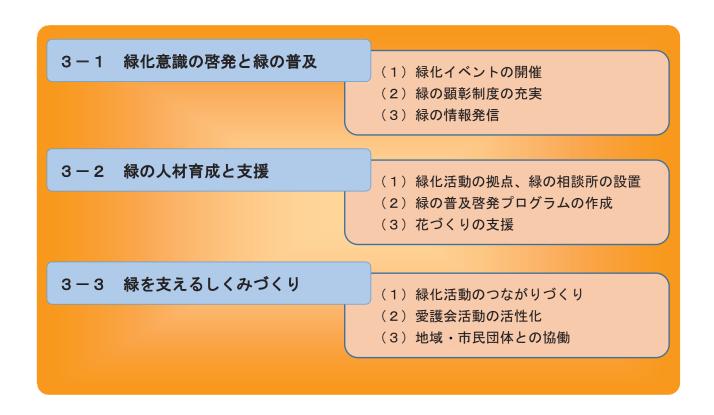
出典:国土交通省ホームページ(多自然川づくりのページ)

http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/tashizen/index.html

基本方針3 緑と親しむ文化や人を育みます(緑育の推進)

緑化イベントや身近な緑の手入れなど、緑とのふれあいを通じて、緑を守り育てる意識が高まり、緑化ボランティアの活動など、さまざまな協働を通じて、「人のつながり」や「豊かな人間性」が育まれます。 そして、緑とふれあう習慣や文化が定着することで、まちづくりや地域を考える心が芽生えます。

緑に関する普及啓発や緑育拠点の整備、人材育成などに取り組み、市民の自主的な緑化活動を支援・ 促進し、身近な緑化活動から幅広い活動へと広がることで緑と親しむ文化や人を育みます。



3-1 緑化意識の啓発と緑の普及

緑とふれあうイベントの開催や、緑化への取り組みなどを表彰する顕彰制度などにより、市民の緑に 対する意識を啓発します。

(1)緑化イベントの開催

緑とのふれあいをテーマとしたイベントの開催や記念樹の贈呈などにより、市民が緑に親しみ、身近に感じる機会の充実を図ります。

- ◆ながの花と緑 緑育フェスタの開催
- ◆花と緑めぐり・保存樹めぐりイベントの検討・開催
- ◆人生の節目となる出来事を記念した記念樹の贈呈



緑育フェスタ

(2) 緑の顕彰制度の充実

市民・団体・事業者などの優れた緑化活動や取 組を表彰する顕彰制度の充実を図ります。

◆ながの花と緑大賞の実施



ながの花と緑大賞表彰式

(3) 緑の情報発信

広報誌・ホームページ・パンフレットなどを活用し、公園や保存樹の紹介、緑化ボランティアや愛 護会の活動状況など、引き続き緑に関する情報を発信します。

- ◆市内の緑の見所紹介
- ◆公園の魅力(四季折々の植物情報など)や機能についての情報提供
- ◆緑に関するイベントカレンダー
- ◆保存樹マップのPR
- ◆ボランティアや愛護会の活動紹介や参加募集
- ◆緑育協会を拠点とした更なる情報発信

3-2 緑の人材育成と支援

緑化活動を支える人材の育成や技術的な支援、活動拠点の整備など、市民が緑化や緑の保全を進める ための支援を推進します。

(1) 緑化活動の拠点、緑の相談所の設置

緑化や保全活動に関する技術的支援、緑化活動を通じた市民交流の拠点となる場所を整備します。

- ◆緑に関わる市民や団体の交流の場づくり
- ◆緑の人材登録制度の創設
- ◆緑化リーダーや専門家の派遣制度の検討

(2)緑の普及啓発プログラムの作成

緑化を推進する人材(リーダー)が、緑に関する普及啓発を広めていくための活動を支援します。

- ◆イベントや講習会の開催
- ◆普及啓発プログラムの作成
- ◆緑を支える活動 (愛護会など) での講習会の開催





花と緑そして人を育てる講座

(3) 花づくりの支援

緑化活動に使う樹木や草花を、自分たちで種から育てる活動を支援します。

- ◆育苗のための場所の提供
- ◆市民による育苗や緑化活動への支援(長野市緑と花いっぱいの会)
- ◆小学校の児童等を対象とした育苗体験(ながの緑育協会の花育プログラム)



小学校の児童の育苗体験(ながの緑育協会)



3-3 緑を支えるしくみづくり

緑化活動によって市民がやりがいや充実感を得て、さらに活動の輪が広がるように支援するしくみを つくります。

(1) 緑化活動のつながりづくり

緑化活動を行う個人や団体相互の連携を促進し、緑化活動の輪(つながり)を広げるための継続的な支援を検討します。

- ◆市民や団体相互の交流や連携を強化するためのしくみづくり
- ◆交流イベントの開催
- ◆緑育協会を中心とした交流の輪づくり

(2) 愛護会活動の活性化

公園愛護会や街路樹愛護会による活動を支援します。

- ◆愛護会活動費の一部助成(報償費)
- ◆愛護会活動の負担軽減、促進検討
- ◆愛護会構成員の高齢化対策、若年層の取り組み促進検討

(3) 地域・市民団体との協働

地域・市民団体・個人の緑化活動を支援します。

- ◆植栽場所の提供
- ◆小中学校の児童や生徒との協働による緑化活動
- ◆地域の緑化活動への苗木提供
- ◆市民緑地やオープンガーデンなど民間活力による緑化活動のPR

【緑育の取り組み】 -

本計画では、市民と緑が良好な関係になることを目指して、緑を増やすだけにとどまらず、緑を通して豊かな暮らしを実現できるように、計画全体を通じて『緑育』の考え方を取り入れています。

本市が進める緑育は、愛護会や緑化ボランティア、花育、木育など下図に示すさまざまな緑化活動を通じて、市民相互の交流や、緑に対する意識の高揚を促し、緑と親しむ人や文化を育むことを目指して取り組んでいます。



【緑育の推進イメージ】 -

市民が『緑とのふれあい』をきっかけに『緑を守る、育てる』ことに関心を持ち、身近な緑化活動から活動の幅を広げ、市民相互の交流なども通じて、緑と親しむ人や文化を育てていきます。 また、緑育を継続的に進めるために必要な『人材育成』を行っていきます。

長野市やながの緑育協会では、緑育が多くの市民に根付き、市民の緑化活動がより幅広く、より深いものとなるように、緑育の拠点となる場所の整備を進めながら、緑育活動の担い手づくりや関連組織との連携強化、情報提供の充実などの支援を進めていきます。



【緑育の人材育成のイメージ】

緑育を市民に広げ、緑とふれあう習慣や文化、人間性を醸成していくためには、継続的な緑育の推進と、それを担う人材の育成が必要です。そこで、人材育成として市民と緑との関わりを次の3つの流れで考えます。

【ふれあう】:緑化イベントへの参加や身近な緑の手入れ など

【親 し む】:様々な緑化活動や愛護会活動などへの参加 など

【広める】:緑化や緑育を推進するリーダーとしての活動など

緑とふれあうことをきっかけに、様々な緑化活動や市民相互の交流を通じて人や緑と親しみ、また、講習会やボランティア活動を通じて緑化や緑育を広める人材となり、市民の「ふれあい」や「親しみ」を支援していくイメージです。

